

農業支援外国人材の受入れ

(国家戦略特別区域法 第16条の5)

規制改革の内容

特例措置前

就労目的で農作業に従事する外国人材の入国・在留は認められていない。

特例措置

適正受入管理協議会※による管理の下、一定水準以上の技能等を有し、農業支援活動を提供する企業に雇用される外国人材の入国・在留を可能とする。

効果

経営規模の拡大等による「強い農業」の実現。

※なお、本事業は、平成31年4月に施行された特定技能制度において農業分野の外国人が受け入れられることになったことに伴い、段階的に同制度に移行

※自治体と内閣府地方創生推進事務局・地方出入国在留管理局・都道府県労働局・地方農政局により構成する協議会

規制改革の概要

諸外国

一定水準以上の技能等を有する者

